

札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設運転管理業務仕様書

1 業務名

札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設運転管理業務

2 施設概要

(1) 施設の名称及び位置

- ① 名称 札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設
- ② 位置 札幌市中央区北12条西20丁目
- ③ 面積 1,200 m²

3 業務の内容

(1) 業務目的

本業務は、札幌市中央卸売市場から排出される、木製廃パレット及び魚箱等を破砕し、破砕したものを燃料としたバイオマスボイラーの運転と、その熱を利用した生ごみ処理プラントの運転及び当該プラントによる製造物を、買取り業者へ引き渡すまでの作業を行う。

- ① 生ごみの予定処理量 約7トン/日
- ② 製造物の予定製造量 約500kg/日

(2) 運転管理

- ① 資源リサイクル施設の総合運転管理
- ② バイオマスボイラー・排熱ボイラーの運転管理
- ③ パレット等木質材料の搬入・木くず破砕機への投入
- ④ ボイラーへの木くず投入とボイラー内の温度管理
- ⑤ 排熱ボイラーの温度管理
- ⑥ 生ごみ処理プラントの運転管理
- ⑦ 生ごみの投入
- ⑧ ドライヤーの運転管理
- ⑨ 製造物の搬出

4 業務委託期間

(1) 委託期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日とする。

(2) 業務日及び業務時間

① 本施設の業務日は、市場の開市日とする。

※ 当市場における休開市日については、別添カレンダーのとおり。なお、平成31年1月以降分は未定であり、決定次第別途通知するものとする。また、開市日に委託者が実施する点検・オーバーホール等で設備が停止する場合には、施設内の清掃・整備を行うこと。その他の業務については、必要に応じ委託者及び受託者双方により協議すること。

② 原則として、市場開市日の午前8時00分から午後5時00分を業務時間とする。なお、業務時間の設定は、製造物の予定数量を達成できることを前提としている為、

生ごみの搬入時間のずれ込み等で予定数量が達成できないと推定される場合は、時間変更を可能とする。この場合事前に委託者と協議すること。

5 人員の配置

(1) 管理責任者の配置

受託者は、業務の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有する者を、管理責任者として配置すること。また、管理責任者が不在の場合に備えて、その代行者を配置すること。

(2) 従事者について

業務に従事する者は、委託者及び管理責任者に指示に従って、作業を行う能力を有する者でなければならない。受託者は、体力、技術、責任において問題がなく本仕様書で求める業務を十分に遂行できる従事者を厳選して配置すること。また、受託者は、業務に従事する者の服務等について、特に下記の点について指導監督を行うこと。

- ① 業務に従事する者は、札幌市中央卸売市場の特性を十分に理解し、施設利用者に対しても誠実に対応しながら業務を遂行すること。
- ② 業務に従事する者は、受託者の定めた統一された制服を着用し、左胸等に会社名及び名札を付けること。
- ③ 受託者は、業務を完遂できる十分な人員を常駐させること。
- ④ 本施設が設置されている廃棄物集積所では、本業務以外にごみの分別、収集等の作業をしており、その者等と協力のうえ、本施設の円滑な管理運営を行うこと。
- ⑤ 受託者は、委託者が使用を許可する休憩室等は無償で使用することができる。なお、休憩室等は、常に清潔にし、整理整頓すること。

(3) 必要な資格

受託者は、業務に必要な次の有資格者を必要数配置すること。

- ① クレーンの運転業務に係る特別教育修了者
- ② 玉掛け技能講習受講修了者
- ③ フォークリフトの運転業務に関わる特別教育受講修了者
- ④ 小型ボイラ特別教育受講者
- ⑤ 電気工事士（2種以上）
- ⑥ 破砕・リサイクル施設技術管理士
- ⑦ その他業務を行う上で、他に必要と考えられる人員及び有資格者についても、受託者の責任において確保すること。

(4) 必要な書類

- ① 従業員名簿（各種資格免状等の写し添付）
- ② 緊急時連絡体制表
- ③ その他委託者が指示する書類

6 物品の調達及び経費の分担

- (1) 業務上必要な本施設の設備、機器の運転管理に必要な物品及び消耗品は、原則として受託者の負担とする。受託者の負担で調達する主な物品等（給油脂類、薬剤、消耗品類）と使用予定数量は、別記リストのとおりとするが、リストに記載の無いものに関しても必要に応じて受託者の負担で購入調達すること。

① 給油脂リスト

	用途	油種	銘柄	型番	メーカー	量・頻度
原料受箱 反転機	減速機ギア	ギア油	ボンノックM	460	JX日鋼日石	適時
	段付ピン塗布	軸受歯車油	FBKオイルRO	100		適時
	給脂	グリース	エピノックAP	0		10g/週
	ローラーチェーン	軸受歯車油	FBKオイルRO	68		適時
	モーターベアリング	軸受用グリース	マルチノックワイド	2		10g/週
	減速機オイル	ギア油	ボンノックM	320		適時
	減速機グリース	グリース	エピノックAP	2		10g/週
圧搾機	ベアリング	軸受用グリース	マルチノックワイド	2		100g/週
	スプロケット	ギア油	ボンノックM	150		適時
フライトコンベア	ベアリング	軸受用グリース	マルチノックワイド	2		10g/週
ドライヤー	ベアリング	高温用グリース	パイロノック	2		10g/週
	チェーン・スプロケット	軸受歯車油	スーパーマルパス	150		適時
木くず破砕機	ベアリング	グリース	エピノックAP	2		200g/月
	グランド	ギア油	ボンノックM	100		適時
	スプロケット	軸受歯車油	FBKオイルRO	68		50cc/日
排ガスブロワー	ベアリングオイル	軸受歯車油	FBKオイルRO	32		適時
誘引ブロワ	カップリンググリス	軸受用グリース	マルチノックDX	2		10g/月

※ プラント機器用の整備に要する部品及び油脂類は、プラント機器指定品または、メーカーが相当品と認めるものを使用すること。使用にあたっては使用予定品の仕様書により委託者の承諾を受けること。なお、油脂類等危険物の保管使用にあたっては、法令を遵守すること。

② 消耗品リスト

消耗品内訳	型式	メーカー	数量			使用場所
			単位	月	年	
原塩(25kg/袋)	並塩	なると	袋	6	72	軟水器
イオン交換樹脂			—	—	—	軟水器
ボイラー清缶剤	FWSS-3N		缶	1	12	排熱ボイラー
フレコンパック	SC005 UV剤配合		枚	40	480	飼料梱包
吊バンド	50mm x 3m		本	0.25	3	パレット吊上
皮手(薄手)			双	10	120	パレット破砕他
皮手(厚手)			双	10	120	パレット破砕他
3M防塵マスク	9913-DS1		10枚/箱	35	420	パレット破砕他
ゴム手袋			双	1	6	生ごみ破砕・圧搾
ウエス	3kg		包	1	6	パレット破砕他
その他消耗品			式	1	1	施設全体
合計						

7 作業報告

日常業務の実施日については、業務日誌を作成し、委託者に毎日報告すること。

8 安全確保

業務の実施にあたっては、安全の確保を図り、従事者の事故防止に十分注意すること。また、万が一事故が発生した場合速やかに委託者に連絡すること。なお、万が一事故が発生した場合の一切の責任は、受託者が負うこと。

(1) 始業点検の実施

- ① フォークリフト、クレーンについては、目視による始業点検を実施し、正常な状態にあることを確認の上、作業にあたること。
- ② パレットの吊り上げに使用するバンドは、始業時に亀裂・損傷の有無を確認の上使用すること。

(2) 日常点検

- ① 受託者は、運転状態の機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見するため、主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業を、原則として毎日行うこと。
- ② 受託者は、特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としない場合で、業務時間内で作業、処置できる調整に関しては、事前に委託者の許可を得た上で行うこと。委託者への報告については、任意の書式とし、業務日報に追記してもかまわない。

9 機密の保持

受託者は、業務の履行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

10 法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、道路交通法、公害関係法規、ほか本委託業務に関する法規を遵守すること。

11 損害賠償の範囲

- (1) 受託者の故意又は過失により発生した火災、盗難、事故、破損、故障等で委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、損害補てんに要する費用は受託者が負担するものとする。ただし、委託者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではない。
- (2) 受託者の過失による施設の破損については、速やかに委託者に報告するとともに協議を行い、受託者の負担において速やかに原状復旧すること。

12 再委託の禁止

受託者は、主たる業務の執行について、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。なお、受託者が主たる業務以外の業務について、委託者の文書による承認を得た場合はこの限りでない。

13 業務の引き継ぎ

(1) 引き継ぎ

- ① 受託者は、契約期間の開始に先立ち、委託者の指示する者による実務研修を受け、

業務を遂行するために必要な技術、技能を習得したのち、業務を引き継ぐものとする。
この期間の業務日、業務時間、人員配置は委託者との協議によることとする。

- ② 受託者は、業務委託期間の終了に先立ち、委託者の指示する者に対し、実務研修を行い、業務を遂行するために必要な技術、技能を継承したのち、業務を引き継ぐものとする。

14 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市が推進する環境マネジメントに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、古紙を使用し、複数ページにわたる場合原則として、両面印とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。

15 一般的注意事項

- (1) 常に施設の清潔維持や、整理整頓など責任ある施設管理業務に努めること。
- (2) 業務の実施にあたり疑義が生じた場合、必ず委託者の指示を受けて行うこと。
- (3) 建物の防火管理については、防火管理者の定める消防計画に従うものとする。
- (4) 建物またはその周辺に火災を発見した場合は、直ちに関係者に通報して初期消火活動等の臨機の措置を行うこととする。
- (5) 火災及び盗難等の予防に努め、業務終了後は火気及びドア等の施錠を確認すること。

16 添付資料

- (1) 設備仕様書（別添1）
- (2) 機器リスト（別添2）
- (3) 全体フローシート（別添3）

平成30年(2018年)週休カレンダー

(別添)

1 JANUARY

日	月	火	水	木	金	土
	1 <small>元日</small>	2	3	4	5	6
7	8 <small>成人の日</small>	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2 FEBRUARY

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11 <small>建国記念の日</small>	12 <small>天皇誕生日</small>	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

3 MARCH

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21 <small>春分の日</small>	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4 APRIL

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29 <small>昭和の日</small>	30 <small>こどもの日</small>					

5 MAY

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 <small>憲法記念日</small>	4 <small>みどりの日</small>	5 <small>こどもの日</small>
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6 JUNE

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

7 JULY

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 <small>海の日</small>	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8 AUGUST

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11 <small>山の日</small>
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9 SEPTEMBER

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17 <small>敬老の日</small>	18	19	20	21	22
23 <small>秋分の日</small>	24 <small>霜降の日</small>	25	26	27	28	29
30						

10 OCTOBER

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8 <small>体育の日</small>	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

11 NOVEMBER

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 <small>文化の日</small>
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23 <small>勤労感謝の日</small>	24
25	26	27	28	29	30	

12 DECEMBER

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 <small>天皇誕生日</small>	24 <small>クリスマス</small>	25	26	27	28	29
30	31					

○ 臨時休市日 □ 臨時開市日

開市日数262日

